

三十三銀行 リバースモーゲージ

2025年3月3日現在

1. 商品名	三十三銀行 リバースモーゲージ
2. 商品概要	ご自宅にお住まいのまま、ご自宅を担保にお借入限度額内でご利用いただける50歳からのローンです。 WEBまたは店頭で事前担保調査が可能です。
3. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の条件をすべて満たされる個人の方 ●ご契約時の年齢が満50歳以上、満85歳以下の方 (配偶者がいらっしゃる場合、配偶者のご年齢が50歳以上の方) ※(株)東京スター・ビジネス・ファイナンス保証はご契約時の年齢が満55歳以上となります。 ●当行の営業区域内に居住されている方 ※(株)東京スター・ビジネス・ファイナンス保証は原則、路線価5万円/㎡以上であることが条件となります。 ●前年度税込年収が120万円以上の方 ●ご本人名義の一戸建て又はマンションに単身又はご夫婦2人世帯の方 ●ご返済指定口座へ年金または給与のお振込指定ができる方 ●日本国籍の方 ●保証会社の保証が受けられる方
4. お使いみち	●自由（事業性資金および投機資金を除きます。）
5. お借入限度額	●200万円以上1億円以内 ※(株)東京スター・ビジネス・ファイナンス保証は担保物件が戸建住宅の場合300万円以上1億円以内、担保物件がマンションの場合は300万円以上5,000万円以内となります。(株)東京スター・ビジネス・ファイナンス保証のみ1年毎に限度額を見直しさせていただきます)
6. お借入方法	●10万円以上10万円単位で、都度お借入れいただけます。 (ただし、お借入れは窓口でのお手続きのみで、月1回までとさせていただきます。)
7. お借入期間	●終身（1年毎に自動更新を行い、新規のお借入の期限は満86歳の誕生日の前日となります。）
8. お借入金利 (変動金利・保証料込)	<ul style="list-style-type: none"> ●年4.125% 金利は当行の定める短期プライムレートを基準とする変動金利型です。 短期プライムレート+1.75%とします。 (最新の金利については、窓口にお問い合わせ下さい。) ●お借入金利は短期プライムレート変動の都度、同じ幅で変動します。 ●お借入後の返済額の見直しは、短期プライムレート変更後、15日を経過した最初の利息支払日から適用します。
9. 利息の計算方法	●毎日の最終残高について付利単位を100円とし1年を365日とする日割計算
10. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ●元金：ご本人さまが亡くなられた後、6ヵ月の応当日までに一括でご返済いただきます。 ●利息：毎月10日（銀行休業日の場合は翌営業日）に1ヵ月毎のお利息を返済用預金口座から自動引落としによりご返済いただきます。
11. 担保	●ご自宅に保証会社が第1順位となる根抵当権をお借入限度額の120%で設定します。登記費用はお客様のご負担となります。
12. 保証人	<ul style="list-style-type: none"> ●原則不要です。 ※担保物件の所有者は物上保証人になっていただきます。
13. 火災保険	●原則として長期火災保険に建物の時価額以上の保険金額でご加入いただいていることを確認させていただきます。
14. 保証会社	●(株)東京スター・ビジネス・ファイナンスまたは(株)フィナンシャルドゥ
15. 保証料	●不要です。保証料はお借入金利に含まれています。
16. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ●保証会社により異なります。 ●(株)東京スター・ビジネス・ファイナンス保証は不要です。 ●(株)フィナンシャルドゥ保証は、お借入限度額の1.65%(消費税込)を手数料として保証会社へお支払いいただきます。

三十三銀行 リバースモーゲージ

2025年3月3日現在

17. その他	<ul style="list-style-type: none"> ●年1回、当行よりご本人さまの安否確認をさせていただきます。 ●ご契約終了時（ご本人さまの死亡時など）には、相続人の方がご自宅の売却代金によりご返済いただくか、手元資金等によりご返済いただきます。 ※ただし、配偶者の方に限り、ご利用条件を満たしている場合は、ご融資を受け継ぐことができます。（別途審査が必要となります。） ●(株)フィナンシャルドゥ保証は、65歳以上の単身の方を対象に、ご家族に代わって保証会社が365日毎日お電話する「安心コールサービス」を無料にご利用いただけます。
	<ul style="list-style-type: none"> ●ご本人さまがお亡くなりになられた場合、ご自宅の売却代金等により、元金返済期日（ご本人さまがお亡くなりになられた日から6ヵ月後の応当日）までに、相続人の方より元金・利息および損害金をご返済いただきます。売却方法や売却先の選定は相続人の方に行っていただく必要があります。また、その場合は必ず売買契約前に売却予定金額を当行までご連絡ください。 ●当行が保証会社に売却予定時期および売却予定金額を通知し、事前に保証会社の承諾を得た場合は、売却金額がお借入残高に満たなくてもその不足額を相続人の方がお支払いいただく必要はありません。 ※ただし、相続税、不動産譲渡所得税、債務免除益に対する所得税（一時所得）等が課税される場合がございます。詳しくは税理士、税務署等にご確認ください。 ●お申込に際しては、当行所定の審査をさせていただきます、審査結果によりご融資をお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
18. 指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>